

福島県大規模小売店舗立地審議会への諮問基準

平成 12 年 5 月 31 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

福 島 県

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）を運用するに当たり、福島県大規模小売店舗立地審議会へ諮問する基準を次のとおり定める。

- 1 法第 8 条第 4 項の規定に基づく県の意見を決定するに当たり諮問する案件
 - (1) 周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある規模で県が意見を述べる
ことが相当と認められる案件
 - ア 法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出については、店舗面積が 3,000 m²以上の
うち届出者が示した調査・予測及び対応が法に基づく「指針」に照らし不十分
であるため、県が意見を述べる
ことが相当と認められる案件。
 - イ 法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出については、
増加店舗面積が 3,000 m²以上のうち届出者が示した調査・予測及び対応が法に
基づく「指針」に照らし不十分であるため、県が意見を述べる
ことが相当と認められる案件。
 - (2) 特に規模の大きな店舗で交通渋滞や騒音等周辺地域の生活環境への影響が見
込まれる案件
 - ア 法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出については、法に基づく「一の建物」
に該当するすべての建物内における集客の用に供する床面積(※)の合計が
10,000 m²を超えるもののうち店舗面積が 3,000 m²以上の案件。
ただし、上記(1)のイに掲げるものを除く。
 - イ 法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出については、
法に基づく「一の建物」に該当するすべての建物内における集客の用に供す
る床面積(※)の合計が 10,000 m²を超えるもののうち増築又は集客の用に供し
ない部分から用途を変更することによる増加店舗面積が 3,000 m²以上の案件。
ただし、上記(1)のイに掲げるものを除く。
 - ※ 「集客の用に供する床面積」とは、建築基準法別表第二（わ）項に掲げ
る店舗、飲食店、遊技場、映画館等の建築物の用途に供する部分の床面積
をいう。
- 2 法第 9 条第 1 項の規定に基づく県の勧告を決定するに当たり諮問する案件
県の意見を決定するに当たり審議会に諮問した案件であって、法第 8 条第 7 項
の規定に基づき、届出者から、当該届出を変更しない旨の通知があった案件又は
届出者が提示した自主的対応策が、県が示した意見と異なる内容であった案件。
- 3 前記 1 及び 2 に掲げるもののほか、知事が必要と認めた案件

附 則

- 1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に法第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項及び附則第 5 条第 1 項の
規定による届出については、なお従前の例による。